

被扶養者認定に必要な添付書類一覧 ※原則不要…条件により提出の必要な場合あり。

区分			添付書類		
			年収の証明 (または在学証明)	世帯全員の住民票 (本人との続柄が 必ず入ったもの)	扶養状況届
同居していてもよい人	父母	60歳以上	○ 年金受給者は 改定通知書の写し	○	○
		60歳未満	○	○	○
	配偶者		○	○	○
	子	16歳以上	○	○	※○
		16歳未満	—	○	—
	兄弟姉妹 孫	16歳以上	○	○	○
		16歳未満	—	○	○
同居していなければならぬ人	義父母	60歳以上	○ 年金受給者は 改定通知書の写し	○	○
		60歳未満	○	○	○
	甥・姪	16歳以上	○	○	○
		16歳未満	—	○	○
	伯父・伯母 叔父・叔母	60歳以上	○ 年金受給者は 改定通知書の写し	○	○
		60歳未満	○	○	○

結婚、出産、死亡等で被扶養者の増減があった場合は、「健康保険被扶養者(異動)届」を組合へ提出することになっています。この場合、続柄を証明できる書類の添付を必要とすることがありますので、手続きをする前に、健保組合にご相談ください。